令和４年３月

議員各位

庶務部議員課

「資産公開法」及び「行為規範」に基づく報告書等の提出について（お知らせ）

「資産公開法」（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律）の規定に基づき**「資産等補充報告書」**、**「所得等報告書」**及び**「関連会社等報告書」**を、また、「行為規範」の規定に基づき**「企業・団体の名称等届」**を、別添記載要領を御参照の上、下記により御提出願います。なお、電子掲示板に各報告書等の様式を掲載しておりますので、適宜御活用ください。

記

（１）提出期間

報告書	提出期間	備考
資産等補充報告書	４月１日（金）～５月２日（月）	７月４日（月） 閲覧開始
所得等報告書		
関連会社等報告書	４月４日（月）～５月２日（月）	

届	提出期間	備考
企業・団体の名称等届	４月４日（月）～５月２日（月）	閲覧対象外

（２）提出場所　　庶務部議員課議員係（議員会館地下２階）

なお、提出されました報告書等の内容については、参議院政治倫理審査会規程第１条により、政治倫理審査会の審査対象となることがありますので御留意ください。

御不明の点は、庶務部議員課議員係（内線 74205, 74206）までお問い合わせください。

資産等補充報告書
所得等報告書
関連会社等報告書
企業・団体の名称等届

記載要領

Ⅰ　報告書等の概要　p. 1

Ⅱ　記入上の注意事項　p. 2

Ⅲ　提出された報告書等の取扱い　p. 2

Ⅳ　記載要領・記載例

A　資産等補充報告書　p. 3

B　所得等報告書　p. 12

C　関連会社等報告書　p. 14

D　企業・団体の名称等届　p. 15

令和４年３月

参議院事務局庶務部議員課

Ⅰ　報告書等の概要

○「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づく報告書

	名　称	内　容	対象議員	提出期間
資産関係	A 資産等補充報告書 （第２条第２項関係）	前年中に新たに有することとなった資産等で、 前年 12 月 31 日現在有しているものを報告する	全議員 (左記に該当する資産等を有しない議員は提出不要)	４月１日（金）～ ５月２日（月）
所得関係	B 所得等報告書 （第３条関係）	前年１年間の所得等を報告する	前年１年間（令和３年１月１日～令和３年 12 月 31 日）を通じて国会議員であった者	４月１日（金）～ ５月２日（月）
役職関係	C 関連会社等報告書 （第４条関係）	毎年４月１日時点で報酬を得て就いている役職等を報告する	全議員 (左記に該当する役職に就いていない議員は提出不要)	４月４日（月）～ ５月２日（月）

○「行為規範」に基づく届

	名　称	内　容	対象議員	提出期間
役職関係	D 企業･団体の名称等届 （第２条関係）	毎年４月１日時点で無報酬で就いている役職等を届け出る	全議員 (左記に該当する役職に就いていない議員は提出不要)	４月４日（月）～ ５月２日（月）

各報告書・届の記載要領・記載例については、
以下のページを御参照ください。

A 資産等補充報告書　(p. 3～)
B 所得等報告書　(p. 12～)
C 関連会社等報告書　(p. 14)
D 企業・団体の名称等届　(p. 15)

Ⅱ　記入上の注意事項

・　御提出いただく報告書がそのまま閲覧対象となりますので、記入に際して書き損じた場合、**修正液や訂正印を用いることなく**新しい用紙に記入していただきます。

・　書き損じや紛失、記入欄不足等により用紙が不足した場合には、議員課議員係（内線 74205, 74206）にて新しい用紙をお渡しします。

・　電子掲示板にも各報告書等の様式を掲載しておりますので、適宜御活用ください。

・　各報告書・届の右肩の日付欄には、提出日を記入してください。

・　記載すべき事項が全くない報告書等については、提出する必要はありません。

・　「資産等補充報告書」は、１か所でも記載する欄がある場合、その他の欄には「該当なし」と記入したうえで８枚を一括して提出してください。

・　閲覧開始後に報告書をコピーすることはできません。コピーが必要な方は、御提出前に御用意ください。

Ⅲ　提出された報告書等の取扱い

○　報告書等の閲覧方法

・　提出された各報告書（資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書）は、原本が閲覧対象となります。なお、企業・団体の名称等届については、政治倫理審査会が必要と認めたときを除き、閲覧対象となりません。

・　閲覧場所は、資産等報告書等閲覧室（議員会館地下２階）です。閲覧を希望される場合は議員課議員係まで御連絡ください。

・　今回提出される各報告書は、**本年７月４日（月）**から閲覧を開始します。

○　記載内容の訂正方法

閲覧開始後の訂正は、議長宛に訂正願を提出し、公開されている報告書の原本に直接訂正事項を記入することによって行います。訂正願の用紙は、議員課議員係に用意しておりますので、閲覧開始後に記載内容に誤りがあることが判明した場合は、議員課議員係まで御連絡ください。

Ⅳ　記載要領・記載例

Ａ　資産等補充報告書　【提出期間　４月１日(金)～５月２日(月)】

○　この報告書は、令和３年中に、議員本人が新たに有することとなった資産等で令和３年12月31日現在有しているものの状況及び価額等を記入して報告するものです。新たに有した資産等のみを記入してください（現在有するすべての資産等を記入するものではありません）。

○　減少した資産等については報告する必要はありません。

○　記載すべき資産等がない項目には**「該当なし」**と記入し、必ず８枚を一括して提出してください。

○　すべての項目について記載すべき資産がない場合は、この報告書を提出する必要はありません。

○　面積、価額等の数字は、最小の桁まで記入してください。

○　記載事項の内訳書、内容を証明する添付書類は一切必要ありません。また、法律に規定された資産以外のものについては記入する必要はありません。

1　土　地

・　登記の有無を問わず、議員本人の所有するもので新たに有することとなったものを記入してください。なお、登記済みのものについては登記簿に記載されている所在ごとに記入してください。

・　共有物については、面積、課税標準額とも全体としてのものを書き、摘要欄に個人の持分（例：1/2）を記入してください。

・　マンション等の集合住宅については、原則として**面積欄にマンション等の敷地全体の面積**を、**課税標準額欄にマンション等の敷地全体の課税標準額**を記入し、**摘要欄に１戸分の持分**（例：78/10,000）を記入してください（課税台帳、納税通知書・課税明細書等をご参照ください）。<→記載例①>

マンション等の１戸を共有している場合は、摘要欄にマンション全体に対する１戸分の持分（例：125/10,000）と１戸における個人の持分(例：1/2)を併せて記入してください(125/10,000×1/2)。<→記載例②>

マンション等において敷地全体の課税標準額が分からない場合は、１戸分の持分の額を記入しても構いません(この場合、課税標準額欄に持分のみである旨を明記してください)。<→記載例③>

・　相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

・　買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができます。

・　外国にある土地及び非課税の土地については、所在及び面積のみを記入してください。

【記載例】

所　　在	面　積	固定資産税の課税標準額	摘　要
○○県○○市○○町１２３番地 （又は住居表示）	㎡ 101.25	円 2,723,461	相　続
(①マンション等の場合) ○○県○○市○○区４５６番地 （又は住居表示）	1,642.40 *↑(マンション全体)*	246,801,234 *↑(マンション全体)*	持分 78/10,000 *↑(1戸分)*
(②マンション等の1戸を共有している場合) ○○県○○市○○区７８９番地 （又は住居表示）	2,468.24 *↑(マンション全体)*	462,801,432 *↑(マンション全体)*	持分 125/10,000×1/2 *↑(1戸分×個人の持分)*
(③敷地全体の課税標準額が分からない場合) ○○県○○市○○町２６８７番地 （又は住居表示）	2,345.67 *↑(マンション全体)*	持分のみ 123,456 *↑(1戸分)*	持分 123/20,000 *↑(1戸分)*
(③の場合で一戸を共有している場合) ○○県○○市○○町２６８７番地 （又は住居表示）	2,345.67 *↑(マンション全体)*	持分のみ 123,456×1/2 *↑(1戸分×個人の持分)*	持分 123/20,000×1/2 *↑(1戸分×個人の持分)*
(外国にある場合) 3000 Woodrow Way Atlanta , Georgia U.S.A.	865.42	（記入不要）	
(非課税の場合) ○○県○○市○○町１３６番地	25.36	非課税	

２　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

・　「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」とは、いわゆる「借地権」のことで、田畑、山林等は除きます。

・　登記の有無を問わず、議員本人の所有するもので新たに有することとなったものを記入してください。なお、登記済みのものについては登記簿に記載されている所在ごとに記入してください。

・　共有物については全体としての面積を書き、摘要欄に持分を記入してください。

・　相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

・　買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができます。

【記載例】

権利の目的となっている土地の所在	面　　積	摘　　要
○○県○○市○○町１２番地 （又は住居表示）	㎡ 180.26	
（マンション等の場合） ○○県○○市○○町４３２番地 （又は住居表示）	㎡ 5234.56 *↑（マンション全体）*	持分 340/12,345 *↑（個人の持分）*

３　建　物

・　登記の有無を問わず議員本人の所有するもので新たに有することとなったものを記入してください。なお、登記済みのものについては登記簿に記載されている所在ごとに記入してください。

・　１戸を共有している場合は、床面積、課税標準額とも１戸分全体としてのものを書き、摘要欄に個人の持分（例：1/2）を記入してください。

・　相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

・　買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができます。

・　新たに有することになった建物が外国にある場合及び非課税である場合は、所在及び床面積のみを記入してください。

・　建物を増築した場合は、増築部分についての面積、課税標準額を記入してください。

【記載例】

所　　在	床　面　積	固定資産税の課税標準額	摘　　要
○○県○○市○○町１７１番地 （又は住居表示）	㎡ 52.37	円 446,875	
（共有物の場合） ○○県○○郡○○町２１番地 （又は住居表示）	86.75 *↑（1戸分）*	988,736 *↑（1戸分）*	持分　１／２ *↑（個人の持分）*
（マンション等の場合） ○○県○○市○○区３１７番地 家屋番号５６７－３８　（又は住居表示）	42.15 *↑（1戸分）*	879,143 *↑（1戸分）*	買 換 え

４　預金・貯金

・　議員本人の所有するもので新たに有することとなったものの額を記入してください。

・　利息については報告を要しません。ただし、その利息が元本に組み込まれた場合は、その利息分を記入してください。

・　「預金」は、銀行、信用金庫、信用組合等で取り扱っているもので、当座預金及び普通預金を除き、通知預金、定期預金、定期積金及びその他の預金をいいます。新たに有することとなったものの額を記入してください。
ゆうちょ銀行で取り扱う貯金（通常貯金を除く）もこの欄に記載してください。

・　「貯金」は、農協、漁協等で取り扱っているもので、普通貯金を除き、定期貯金、定期積金及びその他の貯金をいいます。新たに有することとなったものの額を記入してください。

・　外国にある預金等については、令和３年 12 月 31 日現在の円に換算したうえ、国内に有するそれぞれの預金等の額と合算して記入してください。

【記載例】

（例）　前回の資産等補充報告書基準日である令和２年12月31日において１００万円あった定期性の預貯金が、その後満期となり、新たに利息分等を含め１０５万円の定期性の預貯金を設定した場合は、１０５万円と報告する。

１，０５０，０００　円

（例）　前回の資産等補充報告書基準日である令和２年12月31日において１００万円あった定期性の預貯金に、利息分５万円が元本として組み入れられ、令和３年12月31日において１０５万円となった場合は、５万円と報告する。

５０，０００　円

5　有価証券

・　株券以外の有価証券については、その種類を「国債証券」、「地方債証券」、「社債券」、「金銭信託」、「その他」として区分し、それぞれの種類ごとに新たに有することとなったものの額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を、それぞれ上段の枠に記入してください。

・　割引金融債、利付金融債等は「社債券」として記入し、投資信託、政府保証債、外国・外国法人の発行する証券、放送債券等は「その他」として記入してください。

・　「株券」については、新たに有することとなったもので、資本金の額が１億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限り、その銘柄及び株数を下段の枠に記入してください。

・　保有していた有価証券を売却して、同有価証券又は他の有価証券を新たに取得した場合も、取得した有価証券について記入してください。

・　手形及び小切手については記入する必要はありません。

【記載例】

種　類	額面金額の総額
国債証券	円 ４００，０００
金銭信託	５００，０００
その他	１，０００，０００

種　類	銘　柄	株　数
株券	○○会社	株 ４，０００
	△△会社	１０，０００

6　自動車、船舶、航空機、美術工芸品

・　売買によって新たに取得したもので、取得価額（取得時の売買価額）が100万円（消費税額を除く）を超えるものについて記入してください。

・　自動車の種類は、道路運送車両法第3条における「自動車の種別」に基づき記入するもので（自動車検査証の「自動車の種別」をご参照ください）、
「普通自動車」　（例：四輪自動車で排気量2000ccを超えるもの）
「小型自動車」　（例：四輪自動車で排気量660ccを超え2000cc以下のもの）
「軽自動車」　（例：四輪自動車で排気量660cc以下のもの）
「その他」　（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）
として記入してください。

・　保有していた自動車を売却し又は下取りさせ新たに自動車を取得した場合も、取得した自動車について記入してください。

・　船舶の種類は、「汽船」、「帆船」（動力を有しても主として帆をもって運行するものを含む）とし、それ以外（手こぎ船等）を「その他」として記入してください。

・　航空機の種類は、「飛行機」、「回転翼航空機」、「滑空機」とし、それ以外（飛行船等）を「その他」として記入してください。

・　美術工芸品の種類は、「絵画」、「彫刻」、「書」、「陶器」、「磁器」、「漆器」、「ガラス器」、「刀剣」とし、それ以外の美術工芸的価値のあるものを「その他」として記入してください。

【記載例】

種　　類	数　　量
普通自動車	1
軽自動車	1

種　　類	数　　量
帆　船	1

種　　類	数　　量
該当なし	

種　　類	数　　量
絵　画	2
陶　器	1
その他	1

7　ゴルフ場の利用に関する権利

・　議員本人の所有するもので新たに権利を取得したゴルフ場の名称を記入してください。ただし、譲渡することができるものに限ります（例えば名誉会員等一代限りのものについては記入する必要はありません）。

・　リゾートクラブ等の会員権については記入する必要はありません。

【記載例】

○○カントリークラブ	○○ゴルフ場
○○ゴルフ倶楽部	

8　貸付金

・　新たに貸付をしたものの額（令和３年12月31日現在）を記入してください。ただし、生計を一にする親族（民法第725条の規定による６親等内の血族、配偶者又は３親等内の姻族をいう）に対するものは除きます。

・　出資金については記入する必要はありません。

・　自らの政治団体（資金管理団体を含む）へ貸し付けている場合も記入してください。

【記載例】

貸付金の総額	６，０００，０００　円

9　借入金

・　新たに借入したものの額（令和３年12月31日現在）を記入してください。ただし、生計を一にする親族（民法第725条の規定による６親等内の血族、配偶者又は３親等内の姻族をいう）からのものは除きます。

・　連帯債務（数人の債務者各々が全額の支払い責任を負う債務）の場合は借入金のうち新たに借入した額の全額を記入してください。

・　債務の保証人（他人が債務を履行しないときは、その債務を履行する責任を負う者）になっている場合については記入する必要はありません。

・　相続税等の延滞金については記入する必要はありません。

【記載例】

（例）　前回の資産等補充報告書基準日である令和２年 12 月 31 日において１億円の借入金があったが、のち 5,000 万円を返済し、さらにその後新たに 2,000 万円の借入れを行って令和３年 12 月 31 日に至る場合は、新たに借入れた 2,000 万円を報告する。

借入金の総額	２０，０００，０００　円

B　所得等報告書　【提出期間　４月１日(金)～５月２日(月)】

○　この報告書は、前年１年間（令和３年１月１日～令和３年12月31日）を通じて議員であった方が、前年１年間の所得を報告するものです。

○　所得金額は、確定申告の際の申告書Ａ第一表又は申告書Ｂ第一表及び申告書（分離課税用）第三表の「所得金額」欄等の数字になります。

※　確定申告を行っていない方は、確定申告の「手引き」にしたがって各所得金額を記載してください。（前年１年間における給与所得が国会議員の歳費のみの場合については、歳費の支払いに係る源泉徴収票の「給与所得控除後の金額（調整控除後）」欄の数字を記入してください。）

【参　考】

申告書Ａ第一表

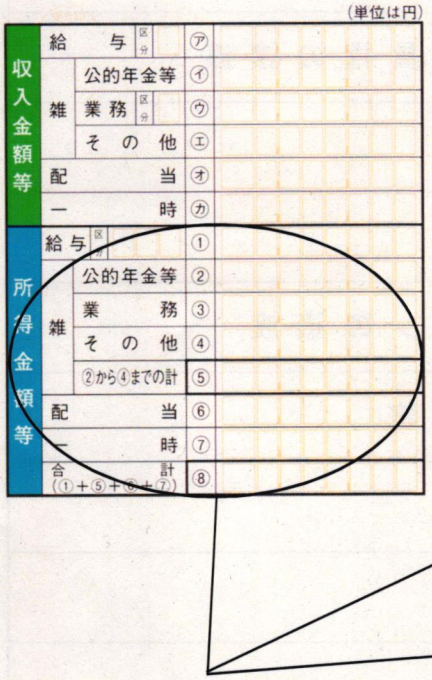

申告書Ｂ第一表

申告書第三表

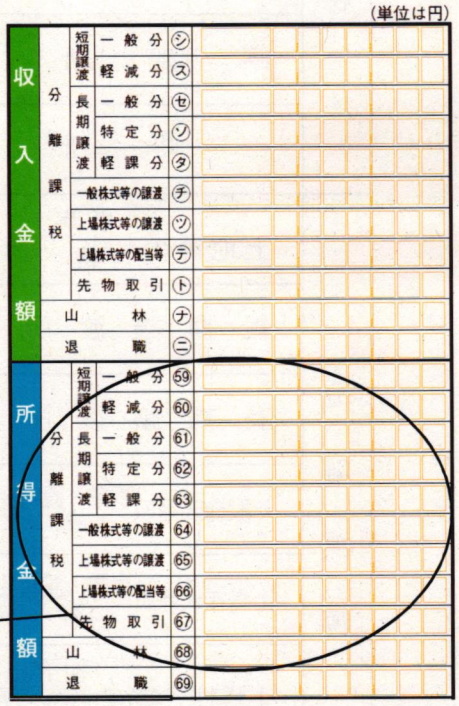

記入すべき「所得金額」

○　所得金額が100万円を超える所得の種類については、「基因となった事実」を記載してください。

○　受贈財産の課税価額欄には、贈与税申告書の課税価額を記入してください。

○　内容を証明する添付書類は一切必要ありません。

○　令和３年中に国務大臣・副大臣・大臣政務官等に就任されていた議員は、給与所得欄の基因となった事実」に当該給与を受けた旨を記載してください。

【記載例】

所得金額が100万円以下の場合には、この欄の記入は不要です

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円 1,567,891	弁護士報酬
	不動産所得	3,219,000	アパート賃貸
	利子所得		
	配当所得		(歳費＋期末手当)
	給与所得	25,678,912	歳費等、役員報酬、副大臣給与
	雑所得	1,256,000	年金、原稿料、講演料
	譲渡所得	2,800,000	ゴルフ会員権の譲渡
	一時所得	891,230	
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得	5,678,000	マンションの譲渡
	長期譲渡所得	19,870,000	土地の譲渡
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得		5,430,000	山林の伐採

受贈財産の課税価額	円 3,219,876

C　関連会社等報告書　【提出期間　４月４日(月)～５月２日(月)】

○　この報告書は、令和4年4月1日現在において、報酬（金銭による給付をいいます）を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合に報告するものです。

○　上記に該当するものがない場合は、この報告書を提出する必要はありません。

○「会社その他の法人」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます。

○　記載事項の内訳書、内容を証明する添付書類は一切必要ありません。

【記載例】

会社その他の法人の名称	住　　所	役員、顧問その他の職名
○　○　○株式会社	○○県○○市○○町１－２－３	取締役
一般社団法人 ○○○協　　会	○○県○○市○○町２－３－４	監　事
○○○連合会	○○県○○市○○町４－１７－６９	会　長

D　企業・団体の名称等届【提出期間４月４日（月）～５月２日（月）】

○　この届は、令和4年4月1日現在において、関連会社等報告書に記載すべき場合以外で、企業又は団体の役職に就いている場合（無報酬で役職に就いている場合）に届けるものです。

○　上記に該当するものがない場合は、この届を提出する必要はありません。

○　「企業又は団体」とは、法人格を有するもののみとし、財団を含みます。

○　記載事項の内訳書、内容を証明する添付書類は一切必要ありません。

【記載例】

企業又は団体名	所　在　地	役　職　名
社会福祉法人〇〇〇会	〇〇県〇〇市〇〇町７－３３－５	理事長
公益財団法人〇〇協会	〇〇県〇〇市〇〇町１－２３－１	顧　問
ＮＰＯ法人 〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町４－１１－１	会　長